

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第1回西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会
開催日時	令和7年7月14日(月) 午前9時から午前10時まで
開催場所	西東京市役所田無第二庁舎3階会議室
出席者	宇多正行委員長(弁護士)、嶋崎政男副委員長(神田外語大学客員教授)、小野良子(元立川市教育委員会主任相談員) 真鍋五十鈴委員(西東京市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長)
欠席者	なし
事務局	田村孝夫(教育部教育指導課長)、高野郁子(教育部統括指導主事)、佐伯豊明(教育部教育指導課指導主事)、内藤幸雄(教育部教育指導課指導主事)
議題	いじめ防止に係る対策の推進について
会議資料の名称	資料1 令和7年度 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会 資料2 西東京市におけるいじめ防止等に関する取組について 資料3 いじめ発見時の対応について 資料4 西東京市議会 議事録抜粋資料 参考資料1 西東京市いじめ防止対策推進条例 参考資料2 西東京市いじめ防止対策推進基本方針 参考資料3 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会規則 参考資料4 西東京市いじめ問題調査委員会規則
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
<p>1. 開会 事務局から開会の挨拶 事務局より職員紹介 委員各位より自己紹介</p> <p>2. 委員長等の選出 委員同士の話し合いにより宇多委員が委員長、嶋崎委員が副委員長となる</p> <p>3. 事務局より いじめ問題等に係る西東京市の取組について事務局による資料の確認と説明</p> <p>4. 議題 ○委員長： 事務局より説明された内容について、質問・意見等はあるか。</p> <p>○委員： いじめ発見のきっかけについて、本人からの訴えというところだが、スタートアップ期間の面接でわかったのか。</p> <p>○事務局： 面接も含む。その他、アンケートの回答や休み時間内での訴えなど、本人からの訴えを総じての結果となっている。</p> <p>○委員長： 資料2、5(5)は今年、これから実施するという趣旨か。</p> <p>○事務局 すでに説明を実施した。補足としては、再度、保護者へ説明が可能かアンケートを取っており、回答を待っている状態である。</p> <p>○委員： いじめ防止対策充実の部分で、校内研修を3回行ったとあるが、研修内容はこういったものか。</p>	

○事務局：

内容については、各学校の校長の采配が大きいので、細かい部分はお伝えしかねるが、基本的にはいじめ防止対策推進法上のいじめの定義や、本市のいじめ発見時の報告フロー等を中心に行っていると認識している。

○委員：

具体的に事例を用いて行ったということではなく、大枠を話したということによいか。

○事務局：

まずは大枠について行い、その後は学校の実態に応じて起きた事案についてどうだったか等の工夫はあったと考えられる。

○委員：

各学校に任せてあるということか。

○事務局：

ご認識のとおりである。

○委員長：

資料3「いじめ対応 西東京市の約束」に①から④があり、特に②、③についてだが、②のように定めたのは早期の解決のためという趣旨か。

○事務局：

ご認識のとおりである。

○委員長：

このことについて、資料4の中で問題となっているのは国と方針が異なるからか。

○事務局

細かい部分までは指摘されていないが、15日の意義について問われたところである。

○委員長：

日数が短く、中途半端な状態で解決されたような状況になってしまうのではないかと、という懸念があったということか。

○事務局：

そうである。

○委員：

自身は②について、「目指した対応」という部分で、すばらしい約束事を作成したなど感心した。こういったつもりで学校は一生懸命動くということが大切だと感じた。

一方で、③については一考の余地がある。理由としては、学校が「いじめている子供」に謝罪をさせたことで、いじめ問題は解決したと考えてしまい、謝罪させるという方向にばかり動いてしまうことがある。しかしながら、謝罪を求めている「いじめられている子供」、保護者もいる。無理やり謝罪させると、その後の処理の方が難しくなることがある。そのため、謝罪させるということは一つの目的として良いと思うが、議員の方が言われるように、無理に謝罪の方向に持っていくのは弊害の方が大きいと感じる。

○委員長：

②に関しては15日以内に解決しなければならないということではないと考えられ、いじめ問題が発覚したら、早期に対処するように努力するという趣旨であって、早く動く分にはそれに越したことはないため、この事項は良いのではないかとと思う。

③については、たしかに謝罪自体が最終目的のような形になりかねないと考え、資料4にあるように、形だけ謝罪し、かえって陰湿ないじめに繋がる恐れが出てくるのではないかと、という部分があるため、少し考える余地があると感じる。

○委員：

自身は、規則で文言を作るということに慣れていないが、謝ったら終わり、というようなことが解決のイメージになっていることはどうかと感じる。やはり、いじめられていると感じている子供の気持ちがどういった形で変わったのか、いじめていると言われている子供が、それをどう理解したか、というところにもう少し触れられるといいと感じる。本人たちからすると、謝ったら終わりではないことだと考える。

○委員長：

いじめの問題が起きたとして、そもそも何が問題なのかを子供たちに理解させることが必要であり、そのうえでの謝罪でなければ意味がないと感じる。

○委員：

いじめている子供も何か問題を抱えており、そうせざるを得ないことが起きているということがある。そのため、この行動が良かったか悪かったかではなく、どうしてそうなったのか、というところに現場では行き付かなければ繰り返してしまう。わかってもらおうということが、大きな解決になるため、それをどう表現すべきかであると感じる。

○委員：

やはり、事実関係をはっきりさせることが大切だと感じるが、ケンカとは違い、いじめという中で謝ったことで終わりではなく、その後の方がとても心配である。また、小学校や中学校は当事者だけでなく、その裏に保護者や祖父母など、関係する方が多いため、子供に謝らせて終わりではなく、事実をはっきりさせて、話を聞くことが大切と感じる。

○委員長：

②はこのままで良いと感じる。早めに対処して、なるべく早く解決するよう努めるということであり、特に期限を区切るものではないということが良い。③に関しては、委員会の方で意見を述べさせていただいたが、それで良いか。

○事務局：

はい。意見をいただき、本市の方で校長等とも検討を重ね、またご意見をいただきたいと考えている。

○委員長：

では、意見をまとめてまた議論することとする。その他何かあるか。

○委員：

今までのことと直接関係はないが、委員会の人数は増やすことはできるか。

○事務局：

貴重なご意見とし、事務局で検討する。

○委員長：

他に意見なければ、本日は以上で意見交換を終了する。

5. 事務連絡

特になし

以上